

第4回

佐賀市自治基本条例検証委員会

【各条文・逐条解説検証の論点】

令和3年7月6日(火)

佐賀市 協働推進課

事前に、委員から提出された条文・逐条解説検証確認票を集約し、一覧表に取りまとめた。

佐賀市まちづくり自治基本条例 意見集約表			A	B	C	D	E	F	G	H	
章	条	内 容	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	
前文			●							●	… P1
第一章 総 則	第1条	目 的								○	… P5
	第2条	定 義	○						○	○	… P6
	第3条	この条例の尊重								○	… P9
	第4条	自治の基本理念								○	… P10
	第5条	まちづくりの基本原則							○		… P11
第二章 市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利							○		… P12
	第7条	市民等の役割及び責務							○		… P13
	第8条	市民活動団体の役割及び責務							●		… P14
	第9条	事業者の役割及び責務				○					… P15
	第10条	議会の役割及び責務	●								… P16
	第11条	市長の役割及び責務									… P17
	第12条	職員の役割及び責務	●						●	○	… P18
第三章 情報共有、市民参加及び協働	第13条	情報共有の推進									
	第14条	説明責任									
	第15条	会議の公開									
	第16条	個人情報の適正な管理									
	第17条	市民参加の推進									
	第18条	意見公募手続									
	第19条	意見等の取扱い		●							… P21
	第20条	審議会等	●	●							… P22
	第21条	住民投票						●			… P23
	第22条	協働の推進									
	第23条	地域コミュニティ活動	●						●		… P24
	第24条	災害等への対応							●		… P26
	第25条	子どもへのまなざし								●	… P27
	第四章 市政運営	第26条	総合計画								●
第27条		行政評価									
第28条		財政運営									
第29条		行政手続									
第五章 国及び他の地方公共団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係									
	第31条	国際的な視野の醸成				●	●				… P31
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会									
	第33条	条例の見直し									
全般			●	●	●					●	… P30

【凡例】 ○：議論済み ●：議論未了

前文

わたしたちが暮らす佐賀市は、脊振山系の緑豊かな山々、そこから流れ出す嘉瀬川を抱く佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。

先人たちは、この豊かな自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、多くの人材を育んできました。これらを受け継ぎ、子どもたちが大好きなふるさととして誇れるまちをつくりあげていくことは、わたしたちの使命です。

わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち”を目指し、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加していきます。

わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ち、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して、参加と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。

【逐条解説】

前文は、この条例を制定する意義を示しています。

また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。

(第1、2段落)

佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。

- ・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。
- ・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。
- ・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。

(第3段落)

第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。

- ・わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。

注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意

- ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。
- ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。

(第4段落)

第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、

参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示しました。

- ・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。
- ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

【条例に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	「私たちは年齢や性別等に関わりなく・・・」の表現	「年齢や性別、 <u>国籍等</u> に関わりなく」と国籍を入れる必要はないか。外国籍の住民も「市民」に入っていると思う。佐賀市の市長、議員の選挙権の問題等もはらむため、対立の恐れはある。	A 委員	【各委員からの意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・「年齢」や「性別」も削除してもよいのでは。 ・前文には策定に関わった人たちの思いが込められている。 ・条文の文言を削除すると、なぜ削除したのかという反発も想定される。 ・条文はそのまま、逐条解説の中で詳しく記載してはどうか。 ⇒条文の修正なし 逐条解説を充実
		「年齢や性別、 <u>障がいの有無</u> に関わりなく」 一般的に、社会的弱者といわれる人たちに関することが見えてこない。あえて、ここに入れることもありではないか。	H 委員	
未	前文に、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの17目標を佐賀市の目標として市民活動を行うことを記載する是非について	何らかの形でSDGsを佐賀市の基本目標として記載してはどうかと思う。	A 委員	【事務局説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsは2030年までの時限的な国際目標 ・総合計画とSDGsとの関連について

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	<p>「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。</p> <p>また、市民としては難しいと感じた。</p>	<p>「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思ふし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。</p> <p>特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。【前文・第1条・第4条】</p>	H 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する実例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討 <p>⇒条文の修正なし 逐条解説を充実</p>

【その他の意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	<p>【条例全般】</p> <p>具体的な姿、実際にどういう形で市民（我々）に伝わるのかを考えた時にどうしたらいいのか。</p>		H 委員	⇒条文の修正なし 逐条解説を充実
	①「心豊かに」	前文で記載されているが、難しい。		
未	②実際に、「子どもたちが誇れるまち」とは	市民(子どもから高齢者まで)にアンケート等を取られたのか。考えられている姿は。	H 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・考えられている姿：総合計画第5章「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化をはぐくむまち」
未	③「安心して暮らし続ける」	平和、原発、オスプレイの問題や自然を守ることなどに関すると思うが、そのことに関する意見を言う場や学ぶ場の確保はあるのか。第21条の「住民投票」では、少し触れられていたようだが。		<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安心」に込められているもの ・発言の場としては、市長と語る会、市政報告会、市政への提言、市議会議員による一般質問などが挙げられる。

未	④協働の必要性は分かるが	災害等の対応など、地域（自治会等）で話し合いをされているのか。私だけが分かっているのか。それ問題ではないか。	H 委員	
未	⑤佐賀市として、市町村合併があり、旧佐賀市と旧郡部の課題の違いがあるのではないか。	人口減少は否定できない。人口を増やすことも大切であるが、資源の活用（豊かな自然を生かす）は。		
済	⑥社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮はどうか	社会的弱者と言われる人たちへの関わり、配慮に関して、どこかに、何らかの形で明記できないのか。	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ⇒逐条解説の中で記載

第1条（目的）

この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務を明確にするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的とする。

【逐条解説】

条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。

この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現することを目的としています。

子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思うし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。 【前文・第1条・第4条】	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する事例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討 ⇒逐条解説の充実
済	「自治の基本理念」と…説明なのに、同じ表現でいいのか。	具体的に、「市民は等しく尊重されること、市民は、自らの意思と責任をもって、市政に参画できること」のようにしては。		

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本市の区域内に住所を有する者
 - イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 本市の区域内に不動産を有する者
- (2) 市民活動団体 自治会、特定非営利活動法人その他これらに類する公益性のある活動（以下「市民活動」という。）を本市の区域内において行う団体をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内において事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。
- (4) 市民等 市民、市民活動団体及び事業者をいう。
- (5) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (6) まちづくり 公共の福祉を増進するために行われる活動の総体をいう。
- (7) 市政 まちづくりのうち議会及び市長等が担うものをいう。
- (8) 情報共有 市民等、議会及び市長等が、まちづくりに関する情報を共有することをいう。
- (9) 市民参加 市民等が、まちづくりに主体的に関わり、行動することをいう。
- (10) 協働 市民等、議会及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、及び協力しながら活動することをいう。

【逐条解説】

この条例で使われている用語の意味を規定しています。

（第1号）

「市民」は、住民（市内に住所を有している者）のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する者、市内に不動産（土地、建物など）を有する者を指します。

まちづくりには、住民だけではなく、様々なかたちで本市に関わる人々の力を結集していくことが必要です。そのために、住民以外に、市内の事業所に通勤する者や市内の学校に通学する者、さらに防犯・防災や景観などの観点から土地建物の管理責任が重要となっていることを踏まえ、市内に不動産を有する者も「市民」に含めています。

なお、「ア 本市の区域内に住所を有する者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条（住民の意義及び権利義務）で規定される「市町村の区域内に住所を有する者」を指します。

（第2号）

「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の地縁を基礎とする組織）やテーマ型（志縁型）組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の志縁を基礎とする組織）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。

（第3号）

「事業者」は、市内で企業、商店などの事業を営む個人や団体を指し、公益法人、学校法人、協同組合などの営利を目的としない団体も含まれます。

(第4号)

まちづくりに関わる主体として、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」を「市民等」と総称しています。

(第5号)

「市長等」は、地方自治法第138条の4に規定する「市の執行機関」（市長のほか、地方自治法第180条の5に列記されている各種行政委員会）と、独立した権限を有する地方公営企業の管理者（本市の場合、自動車運送事業管理者と上下水道事業管理者）を指します。市長は、市の行政を統轄し、これを代表する立場であり、最も代表的な執行機関であることから、この条例では「市長等」と表現しています。

(第6号)

「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる公共の福祉を増進するための活動の総体をいいます。

(第7号)

「市政」は、まちづくりのうち市が担うもので、議会と市長等の活動すべてをいいます。

(第8号)

「情報共有」は、まちづくりに関する情報を、市民等、議会、市長等が共有し、共通の理解を深めることをいいます。

(第9号)

「市民参加」は、まちづくりに関して、市民等が、地域や社会の課題解決に向けて責任を持って活動に自発的に関わることをいいます。

(第10号)

「協働」は、市民等、議会、市長等が、地域や社会の課題解決のため、相互の自主性・主体性を尊重し、それぞれの特性を活かして、対等な立場で役割を分担し、相乗効果を生むような連携・協力をすることをいいます。

【条例に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	(2) 市民活動団体 「自治会、特定非営利活動法人その他・・・」	自治会、特定非営利活動法人の前にコミュニティの自治の担い手に成長しつつある「まちづくり協議会」を入れたい。	A 委員	【事務局説明】 ・地縁組織の代表として「自治会」が、志縁組織の代表として「特定非営利活動法人」が記載。 ・まちづくり協議会は「その他これらに類する公益性のある活動を行う団体」に含まれている。 ・まちづくり協議会は、2校区未設置の状況 【各委員の意見】 ・まちづくり協議会の活動内容がまだよくわからない。

				<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代にとっては、自治会よりもまちづくり協議会の方が身近に感じる。 ・まちづくり協議会ができて、自治会も横並びになった。 <p>⇒条文の改正なし</p>
--	--	--	--	---

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	(2) 市民活動団体 「公益性」 (6) まちづくり 「公共の福祉を増進」 私のような市民は、分かりにくいのではないか。 公益性…法的（行政）用語なので説明はする必要がないのではないか。	人権尊重であること、人間らしく、自分らしく生きることでは。	H 委員	【事務局説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の文言が条文そのままの形になっている。 ・他都市の事例やパンフレットの内容を参考に逐条解説の修正を検討したい。 ・「公共の福祉を増進」という表現は、他の条例や他都市の自治基本条例においても使われている。 【各委員の意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例における「公共の福祉を増進」がどのようなものか、具体例を挙げながら説明する必要があるのでは。 <p>⇒逐条解説の充実</p>
済	(6) まちづくり 「公共の福祉を増進するために行われる活動の総体」	一番大切なポイントなのに、「公共の福祉」、「総体」など理解が困難。	G 委員	<p>⇒逐条解説の充実</p>

第3条（この条例の尊重）

他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

【逐条解説】

この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。

法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、訓示的、宣言的な意味として、その関係性を明らかにしたものです。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	逐条解説中の「訓示的」・「宣言的」という言葉が難しいのではないのか。	「訓示的」は、上から下への命令的な意味と受け止められるが、いいのか。「宣言的」といういい方はあるのか。	H 委員	【事務局説明】 ・他の条例、規則等との相互調整を図るための表現 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ⇒逐条解説の充実

第4条（自治の基本理念）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、市民等が主体となり、まちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

【逐条解説】

自治の基本理念について規定しています。

本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動することを自治の基本理念としています。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	「何を、どこまで明記するのか」が分からないまま。 また、市民としては難しいと感じた。	「説明」は、解き明かすこと、なぜ、こうなるのかの根拠、理由だと思 うし、説明する時には別の（置き換えて）表現をするように、今まで（学校現場では）してきたので、行政用語等もあり、仕方ないのかも知れないが、スッキリしなかった。 特に、文末で「治める」は、あるべきではなく、「～できる」という意味合い（ニュアンス）の方がいいのでは。【前文・第1条・第4条】	H 委員	【事務局説明】 ・他都市の逐条解説も参考にして、文言の追加修正も検討 ※自治：自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。 ・パンフレットやDVD等のコンテンツを活用する実例を明示することで、まちづくりをより身近に感じてもらい、条文を理解していただくことも検討 ⇒逐条解説の充実

第5条（まちづくりの基本原則）

次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 市民参加の原則
- (3) 協働の原則

【逐条解説】

まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。

(第1号)

市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。

(第2号)

市民等があらゆるまちづくり活動に参加できる機会を有するとともに、主体的にまちづくりに関わる必要があります。

(第3号)

まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等がお互いの役割分担のもと、協働して取り組む必要があります。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	(1) 情報共有の原則	<p>市民が情報を共有するためには行政の協力が必要。</p> <p>いまだ一般市民が情報を収集しているとは思えない。</p> <p>逐条解説の説明の中で、具体的に示しては。</p>	G 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの内容を参考に逐条解説の修正を検討したい。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には自分で情報を取りに行く必要がある。 ・スマートフォンや動画など、新しい表現方法も広まってきている。 ・障がい者等にとっては、自分で情報を取ることは難しい。 ・障がい者や高齢者等に情報を伝えるためには、地域における連携も必要。 <p>⇒逐条解説の充実</p>

第6条（市民等の権利）

市民等は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するため、公共の福祉に反しない限りにおいて、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参加する権利

【逐条解説】

市民等の権利について規定しています。

市民等の権利は、この条例の規定により初めて認められるものではなく、市民等が主体となったまちづくりを行うための重要な事項として、あえて明示したものです。

(第1号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである情報共有の原則から、市民等は市政に関する情報を知る権利を有しています。具体的には、第13条（情報共有の推進）に規定しています。

(第2号)

「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則から、市民等は様々なまちづくりの場に主体的に関わり、行動できる権利を有しています。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	「公共の福祉」の説明	逐条解説の中に分かりやすく記載する。	G 委員	【事務局説明】 ・逐条解説の中で、他都市の事例も参考にしながら、記載を検討 ・公共の福祉：社会全体の共通の利益 ⇒逐条解説の充実

第7条（市民等の役割及び責務）

- 1 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。
- 2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【逐条解説】

市民等の役割と責務について規定しています。

（第1項）

市民等は、自治を担う存在であるという自覚をし、自らの発言や行動に対して責任を持つとともに、「自治の基本理念」である安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するための役割を広く担います。

（第2項）

市民等は、主体的に行動するために、自ら積極的にまちづくりに関する情報を収集するとともに、他の市民、団体等のあらゆる主体の立場や意見を尊重し、パートナーとして、助け合いの精神をもってまちづくりに参加していくこととしています。

ただし、市民参加は、あくまでも自主的、自発的に行われるべきものであり、決して強制されるものではありません。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	逐条解説第2項中の「自ら」の解釈	「自ら」とは個人とも受け取られ、十分な情報収集はできないのでは。	G 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民自ら積極的に情報を取り、情報を取れるように行政やその他の団体も努めるということ。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自ら」というのは、前文の「わたしたち」につながっている。 <p>⇒改正なし</p>

第8条（市民活動団体の役割及び責務）

- 1 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自らがその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の活性化に貢献するよう努めなければならない。
- 2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【逐条解説】

市民活動団体の役割と責務について規定しています。

（第1項）

市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきこと、また、その担い手であることを自覚して、その活動を通じて地域の課題解決と活性化に貢献するよう努めなければなりません。

（第2項）

市民活動団体は、地域の課題解決と活性化に向けて、相互に連携し、組織の活性化に努めます。なお、「組織の活性化」とは、単に活発な活動を行うことだけではなく、財源や人材の確保を図り、継続的な活動を行うことを指しています。

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
中	コミュニティ活動との違い	第23条のコミュニティ活動との相違点を記載してもらいたい。 市民はどちらに力点すべきか不明。	G 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地縁団体と志縁団体を含めて市民活動団体と定義している。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会は、資金的に自立できていない。 ・コミュニティの活動のあり方をもう少し市民が理解すべきではないか。 ・コミュニティと市民活動は区別すべき。 <p>⇒第23条（コミュニティ活動）と合わせて議論</p>

第9条（事業者の役割及び責務）

事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【逐条解説】

事業者の役割と責務について規定しています。

事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければなりません。

事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。

【条例・逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し	<p>地元企業に比べ大規模商業施設は利益だけ持っていき、地域貢献の意識が希薄である。</p> <p>「一員としての自覚を持ち」に変えてはどうか。</p>	D 委員	<p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支店長によって地域貢献への意識に温度差がある。 地元企業は社会的に貢献したいという思いを持つ経営者が増えてきた。 地域の方から大規模事業者をまちづくりに引き込んでいくことが重要。

第10条（議会の役割及び責務）

- 1 議会は、市政に係る意思決定を行う議決機関としての役割を担うものとする。
- 2 議会は、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 前2項及び法令に定めるもののほか、議会に関する基本的事項については、別に条例で定める。

【逐条解説】

住民の代表である市議会の役割と責務について規定しています。

（第1項）

議員の合議体である議会は、市長とともに住民から直接選挙で選ばれた議員で構成されており、二代表制の一翼として市政に係る意思決定機関の役割を担います。

（第2項）

議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視と評価を行い、適切な判断と責任ある活動を行わなければなりません。

（第3項）

議会に関する基本的事項については、法令のほか、佐賀市議会基本条例（平成21年条例第17号）で定められています。

○佐賀市議会基本条例（抄）

（議会の活動原則）

第3条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

（市民との関係の基本原則）

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

【その他の意見】

審議 状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
中	議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制（quota system）を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思う。 【第10条、第12条、第20条】	A 委員	<p>【事務局説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市では女性の審議会等への参画率の目標値を43%と定め、積極的な女性委員の登用に努めている。R2実績44.2% ・市議会議員登用率8.6%（3人/35人） ・管理・監督職登用率30%（監督職15%、管理職17.2%） ・市議会においては、女性議員割合の目標は定めていない。 <p>【各委員の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる場面で女性の視点が必要。 ・強制的に女性の人数を割り当てるぐらいのことをやらなければ、女性の参画は進まない。 ・地域において女性を育てることができれば、女性の立候補者も増えるのではないか。

第12条（職員の役割及び責務）

- 1 本市の職員は、市長の補助機関としての役割を担うものとする。
- 2 本市の職員は、全体の奉仕者として市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 3 本市の職員は、市政の課題に的確に対応し、職務を遂行するために必要な能力及び資質の向上に努めなければならない。

【逐条解説】

市職員の役割と責務について規定しています。

（第1項）

市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関としての役割を担います。

なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。

（第2項）

市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

（第3項）

地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあつて、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力や資質の向上に努めなければなりません。

その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。

【条例に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	逐条解説中、「職員の一人二役運動」を推進 「市職員には、, , 積極的参加も求められます。」	「説明」の記載では市職員には意識が向上しない。本文の4項に格上げしてもよくないか。	G 委員	【事務局説明】 ・第12条は職員としての役割と責務を規定 ・一人二役運動は、職員の役割と別にもう一役担うというもので、条文に盛り込むことは難しい。 【各委員の意見】 ・市の職員に市民活動に積極的に参加して欲しい。

				<ul style="list-style-type: none"> ・職員も市民としてまちづくりに参加することは当然で、意識の問題では。 ・職員が市民活動に参加しないのは、単純に忙しいからというのが本音では。 ・アンケートから参加意欲は見て取れるので、地域側も活動に参加してもらうような工夫が必要。 ・地域活動に参加し、地域の伝統等の重要性に気づいて欲しい。 <p>⇒条文の修正なし</p>
--	--	--	--	--

【逐条解説に関する意見】

審議状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
未	市全体とは？ 奉仕者が的確なのか？	説明の中では範囲等、分かりやすい表現がよいのではないか。	G 委員	【事務局説明】 ・「全体の奉仕者」：憲法第15条第2項、国家公務員法第96条、地方公務員法第30条に規定
未	逐条解説中、「その他、…子どもへのまなざし運動」	子どもへのまなざし運動は地域コミュニティ活動に含まれないか。	G 委員	【事務局説明】 ・子どもへのまなざし運動は、「家庭」・「地域」・「企業等」・「学校等」の子どもを育む4つの場と位置づけられている。

【その他の意見・質問】

審議 状況	議論のポイント	委員の意見	委員	審議内容
済	逐条解説中、「職員の一 人二役運動」を推進	8年間の総計はど う推移しているのか。 何か改善されたのか。 どう管理しているの か。	G 委員	【事務局説明】 ・職員アンケートを実施
済		運動について周知 されているのか。 職務以外に社会的 な役割を果たす、とい うことを強調したい のか。	H 委員	【事務局説明】 ・採用後5年～10年の職 員を対象に研修を実施
中	議員、職員管理職、審議 会に女性を一定数確保 することを規定するク ォータ制（quota system）を導入すること の是非について	最近、社会的事件に 関連して「女性議員の 比率が先進国で最低 に近い」との報道され たことに鑑み、クオー タ制を議論する必要 があると思う。 【第10条、第12条、 第20条】	A 委員	【事務局説明】 ・市では女性の審議会等へ の参画率の目標値を43% と定め、積極的な女性委 員の登用に努めている。 R2実績44.2% ・市議会議員登用率8.6% (3人/35人) ・管理・監督職登用率30% (監督職15%、管理職 17.2%)

第19条（意見等の取扱い）

市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【逐条解説】

市民等からの市政に対する意見等の取扱いについて規定しています。

市長等は、市民等からの市政に対する意見、要望、提言等に対して、迅速かつ誠実に対応しなければなりません。なお、本市では、佐賀市広報広聴事務取扱規程（平成17年訓令第1号）に広聴事務の実施手続を定めており、具体的には、市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています。

○市政に対する要望等に関する処理要領（抄）

（区分）

第2条 市に提出される要望等については、次に区分する。ただし、制度や事務事業についての照会や錯誤による苦情で説明することによって理解を得られたものを除くものとする。

- (1) 市政への提言
- (2) 市民からの要望・苦情等
- (3) 陳情書・要望書

2 市政への提言は、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他の施設に設置する提言箱に提出されたもの
- (2) 市のホームページに設置する電子提言箱に提出されたもの
- (3) 市長あてに郵送、ファックス、電子メール等により提出されたもの。ただし、第3項に規定する陳情書・要望書に該当するものを除く。
- (4) 窓口における文書の提出及び口頭による申立て並びに電話による申立ての中で、特に市政への提言としての取扱を提出者が希望するもの

3 陳情書・要望書は、複数の市民又は各種団体から文書で提出された陳情書及び要望書とする。

4 市民からの要望・苦情等は、前2項に規定する以外の要望等とする。

（回答期限）

第7条 所管課の長は、要望等に対する回答が必要な場合は、要望等の受付日から10日以内に提出者に回答するものとする。ただし、やむを得ず期限内に回答できない場合は、回答できない理由、処理状況及び予定する回答日を提出者へ回答するものとする。

（進行管理）

第9条 回答書又は報告書を作成した所管課の長は、要望等に対して、検討が必要なものとして回答した場合、要望等に対する検討又は事務処理の遺漏等不適切な処理がなされないよう進行管理を徹底しなければならない。

2 所管課の長は、要望等の処理について、秘書課長から処理状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

【質問】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
市民等からの意見等が、具体的な施策などにつながった事例があれば、教えていただきたい。	市民の声が実際に市政に反映されていると、いうことを知ることは、主体的に発言し行動しようという気持ちにつながると考える。	B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市政への提言については、担当各課で回答し、今後の業務に反映していく仕組みづくりを確立している。 （例） ・プレミアム商品券の使用期限の延長 ・マイナンバーカードの申請窓口と交付窓口の分離

第20条（審議会等）

市長等は、審議会等の委員を選任するに当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募等により幅広い層の市民から選任するよう努めるものとする。

【逐条解説】

市の設置する審議会、委員会等の委員の選任について規定しています。

市長等は、審議会等の委員を選任する際、専門的な知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、性別、年齢や地域等についても配慮しながら公募を行い、幅広い層の市民から選任するよう努めます。

具体的には、「佐賀市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、委員を選任し、市民参加によるまちづくりを推進しています。

ただし、法令等により委員の構成が定められている場合や高度な専門性を有する事案を扱う場合といった、審議会等の性質上、幅広い層の市民から委員を選任することが困難な場合などの例外があります。

【その他の意見・質問】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
議員、職員管理職、審議会に女性を一定数確保することを規定するクォータ制(quota system)を導入することの是非について	最近、社会的事件に関連して「女性議員の比率が先進国で最低に近い」との報道されたことに鑑み、クォータ制を議論する必要があると思います。	A 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市では女性の審議会等への参画率の目標値を43%と定め、積極的な女性委員の登用に努めている。R2実績44.2% 市議会議員登用率8.6%（3人/35人） 管理・監督職登用率30%（監督職15%、管理職17.2%）
審議会等の委員における市民から選任されている人の割合や選任の方法について教えていただきたい。	市民の多様な意見をどのようにすくい上げていくかは大変難しい課題であり、市民から選任されている委員はその重要な役割を担っているので、その割合や選任方法を知りたい。	B 委員	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等における委員の選任方法としては、市からの指名、団体への依頼、一般公募等により選任している。登用割合は80の審議会等のうち30で公募委員が登用されており37.5%、人数は延べ918人中48人で5.2%。 公募員の選定方法は作文、書類審査や面接による。

第21条（住民投票）

- 1 市長は、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要があるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 前項の住民投票の資格者、方法その他住民投票の実施に関し必要な事項については、事案ごとに別に条例で定める。
- 3 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【逐条解説】

住民投票について規定しています。

市民等が主体となったまちづくりを行う上で、二元代表制による間接民主主義が原則ですが、市政に係る特に重要な事案について市民の意思を確認する必要がある場合には、間接民主主義を補完するものとして住民投票を実施できることとしています。

（第1項）

住民投票制度は、住民の意思を直接問う参加の手法の一つです。

市長は、市政に関する特に重要な事案について、住民投票を実施することができることとしています。ここで、「市政に係る特に重要な事案」とは、例えば、市町村合併の是非、原子力発電所の設置の是非、産業廃棄物処理施設の設置の是非など、市民生活に重大な影響を及ぼす事案が想定されます。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると、住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

また、住民投票の実施には多大な労力と費用を要するため、その実施に当たっては、慎重な議論はもとより、市民の十分な理解が必要です。

なお、特に重要な事案であっても、一部特定の地域や住民に関わることは、住民投票の対象には適さないと考えられます。

（第2項）

事案ごとに住民投票条例を定め、投票権を有する者や方法などの必要な事項をその都度、決めることとしています。

（第3項）

住民投票の結果は法的拘束力を持ちませんが、市長は政策判断の際、その結果を尊重しなければなりません。

【質問】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
住民投票条例の制定状況	佐賀市には住民投票条例はあるのか。 この第21条で条例化していると解釈して良いのか。	F 委員	・現在、住民投票条例はなく、必要となったときにその都度制定していく個別設置型を想定している。

第23条（地域コミュニティ活動）

- 1 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。
- 2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【逐条解説】

（第1項）

地域コミュニティ活動とは、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを目的とした身近な地域での自主的な活動を指します。

本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、体育協会などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。

例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。

（第2項）

市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。

本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説第1項の「本市では、自治会、女性や高齢者の団体・・・」にコミュニティにおける自治の担い手である、まちづくり協議会を入れることについて	「本市では」の次にまちづくり協議会を入れて「本市では、まちづくり協議会、自治会、女性や高齢者の団体、社会福祉協議会・・・」としたい。	A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説中に「まちづくり協議会」の記載を検討したい。 ・まちづくり協議会は、32校区中、30校区に設置 ・佐賀市における地域コミュニティの推進は、まちづくり協議会の取組み推進

【運用に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説第1項の「自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、…」	現状、自治会長の役割を理解していない。 行政指示不足ではないか。 校区自治会長会でも動いていない。何故理解されていないのか。自治会長研修でも説明できないか。	G 委員	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長が毎年交代する地域もあり、役割等の浸透には地域差があるのも現状。 必要に応じ、自治基本条例の出前講座を実施している。

【質問】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説第2項の「地域コミュニティ推進事業による支援」	現在も活動しているのか。	G 委員	<ul style="list-style-type: none"> 財政的支援（補助金交付） 運営支援（役員会への参加） 立ち上げ支援（座談会開催等） 夢プラン見直し支援 つながるさがしの運用 地域づくり交流会、情報交換会の開催

第24条（災害等への対応）

- 1 市長は、災害その他の緊急を要する事態（以下「災害等」という。）から市民の生命、身体及び暮らしの安全を確保するため、市民による自主的な防災組織その他関係機関と連携するとともに、これらを活用した危機管理体制を確立し、適切な運用に努めなければならない。
- 2 市民は、災害等に備えるため、自らの安全の確保を図るとともに、近隣における市民相互の助け合いに努めるものとする。

【逐条解説】

災害等における市民の安全確保や市民相互の助け合いといった危機管理について規定しています。

（第1項）

安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、地震・台風・洪水などの災害や新型コロナウイルスの発生など緊急を要する場合、市民の生命や身体の安全を確保するとともに、市民の財産のほか、水道、ガス、電気といった日常生活の基盤などの暮らしの安全を確保し、防災・危機管理対策を充実させます。

そのため、地域の自主防災組織や国、県、他の地方公共団体、関係機関と常日頃から連携し危機管理体制を構築しておくとともに、災害等が発生した際は緊密な連携のもと対応することが必要であることとしています。また、危機管理体制を確立し、適切に運用するには、その体制を検証し、見直していくことも重要です。

（第2項）

災害等への対応は、自身の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる初期消火や負傷者の救出、救護、避難誘導などといった地域の助け合いが不可欠であるため、市民や地域コミュニティは災害等に備え、日頃から、連携に努めるものとしています。

【運用に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
自主防災組織の現状	自主防災組織の完全立ち上げが前提でその他関係機関と連携するが、現状自主防災組織率はどれだけか。 自主防災組織の立ち上げに注力が必要ではないか。	G 委員	・組織率 77.81%(R3.3.1 現在) ・危機管理防災課で地域での説明会や連絡会を行い、組織率向上に努めている。

第25条（子どもへのまなざし）

市民等、議会及び市長等は、全ての大人が未来を担う子どもの育成及び健やかな成長に関心を持ち、主体的に関わる社会の実現を図るよう努めるものとする。

【逐条解説】

子どもへのまなざしについて規定しています。

本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。

○佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（抄）

（基本理念）

第3条 子どもの育成は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

- (1) 大人は、子どもの育成に対する家庭、地域、企業等及び学校等の役割と責任を自覚するとともに、これらの相互の又は全体としての連携及び協働を図り、その役割と責任を果たすよう努めること。
- (2) 大人は、**子どもの人格を尊重し**、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識するとともに、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、当該権利の尊重に努めること。
- (3) 大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省み、自らを律すること。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
子どもの人権を尊重し…	子どもの権利条約を載せてみてはどうか。	H 委員	・条約については、市のまなざしのHPにもリンク掲載。 ・「子どもの権利条約」を基盤に「子どもへのまなざし運動」を推進。 ・「子どもの権利条約」のどの部分を、どのように載せるべきか要検討。

第26条（総合計画）

市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画の進行に関し適切な管理を行わなければならない。

2 市長は、総合計画の策定に当たっては、その策定に市民等が積極的に参加することができるよう努めなければならない。

3 市長等は、各行政分野における基本的な計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に配慮するとともに、計画相互の調和を図るよう努めるものとする。

【逐条解説】

市の最上位計画である総合計画について規定しています。

総合計画は、市にとって、施策を展開する基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民等と行政が手を携えて取り組む「まちづくりの指針」となるものです。

（第1項）

総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定することとしています。また、計画を確実に実行するため、行政評価による適切な進行管理を行わなければなりません。

（第2項）

総合計画は、計画期間における本市のまちづくりの方向性を決定する重要な計画であることから、その策定に当たっては、企画立案段階から、市民意向調査や意見公募手続（パブリックコメント）の実施、総合計画審議会への諮問など、市民が多種多様な機会に参加できるように努めなければなりません。

（第3項）

各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に齟齬（そご）を生じないよう調和を図ります。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説第3項の「齟齬を生じない」	言葉が難しいのではないか。 くいちがい、ずれ、ではいけないのか。	H 委員	・齟齬は両者の間で認識をすり合わせていたという前提があり、客観的に見て、そう思える時に使う言葉で、厳格な強い表現。

第31条（国際的な視野の醸成）

本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【逐条解説】

まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。

国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われます。

そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。

【条例に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
グローバル化の進展で条文に追加項目が必要	今後、定住する外国人がさらに増えることが見込まれる。 すでに外国人のゴミ出しでトラブルがおきている。	D委員	<ul style="list-style-type: none"> どこまでを表記するか検討が必要。 日本特有のごみ出しルールをわかりやすく伝えるため、佐賀女子短期大学と協働で、やさしい日本語と8ヶ国語で、ごみ出しガイドとごみの分別動画を作成。

【逐条解説に関する意見】

議論のポイント	委員の意見	委員	事務局からの説明
逐条解説中の「地球環境問題や産業振興」に加え、保健衛生、公衆衛生の問題も説明を加えたい。	新型コロナウイルスなどの新興感染症の問題を無視できないため。	E委員	<ul style="list-style-type: none"> 他都市の事例も参考に文言の追加修正も検討。

(全般)

【その他の意見】

議論のポイント	委員の意見	委員
地域づくり交流会について	令和2年度佐賀市地域づくり交流会の資料、どの団体も熱心に活動されており、大変興味深く読ませていただいた。 このような情報交換の場に、もっと多くの市民活動団体も参加してもらって、横の交流が広がるとよいのではないかと思う。	B委員
	地域の課題等を持ち寄り意見交換 ＝諸活動を通じ地域の課題解決及び活性化に寄与。	D委員
条例施行後の取組 「職員研修」⇒これだけで、職員が理解できると思えないので、研修方法の検討も必要ではないか。 ※市民に広めるならば、市の職員も熟知してほしいと思う。	市民と職員で同じ研修を受けるとか、一緒に協働で何かやるとか… 現在は、自分の持ち分で協働していると思う。清掃作業でも用具の準備、片付けは職員、清掃は各地域の市民、と同じことをやるにも別々で顔が見えない協働のように感じる。	C委員
全体的に、SDGsを意識してみてもどうか。内容は、SDGsを思わせる文面が見当たる。 佐賀市総合計画〈後期基本計画〉抜粋にも見受けられる。	佐賀市まちづくり自治基本条例（冊子）及び漫画で学べる冊子もとても分かりやすくまとめられていて、具体的な事例（架空かもしれないが…）も良いと思う。 もし、改訂版もしくは増刷されるときにSDGsのロゴだけでもいいので差し込むなどしてはどうか。	C委員
	特に子どもたちに配られている漫画版。 現在、子どもたちの方がSDGsについても詳しいかもしれない。自分たちが取り組もうとしている（始めようとしている）ことが、SDGsのこの項目に関わることだとわかるだけでも始めるきっかけになるかもしれない。	